

令和元年度施設定期検査について

本年度の施設定期検査は、「維持管理に不可欠な活動のために性能を維持している設備」に加え、工事使用（新規規制基準対応工事の中で核燃料物質を移動する行為等。）及び核燃料物質等を取り扱う可能性がある設備を検査対象とする。

検査実施項目を以下に示す。

① 原則、全ての施設を検査対象とする項目

- ・ 自動火災報知設備の警報作動検査
- ・ 負圧警報作動検査
- ・ 非常用発電機・無停電電源装置の作動検査
- ・ ダストモニタの警報作動検査
- ・ 貯蔵容器(UF6 シリンダ)の六ふっ化ウラン漏えい(スミヤ法)検査
- ・ エリアモニタ(臨界警報装置)の警報作動検査
- ・ 第1種管理区域の負圧確認\*

\*：建物の健全性確認に関する検査も行う。

② 施設の状況により、全て又は一部の施設を検査対象とする項目

- ・ 放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査
- ・ 気体廃棄設備の処理能力検査
- ・ 液体廃棄設備の処理能力検査
- ・ 搬送設備の停電時保持能力検査
- ・ ろ過装置の性能確認検査
- ・ 排風機の起動停止シーケンスの作動検査
- ・ 設備内風速の確認検査

以上